



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 41 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 5 年 3 月 4 日  
広 域 防 災 局

### 【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 府県市民向け宣言（案）について

### [資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 各府県市の対処方針に基づく主な措置内容
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しにおける高齢者の命と健康を守り抜くための提言
- 別添 4 全国知事会緊急提言等
- 別添 5 府県市民向け宣言（案）



- 1 関西圏域における医療提供体制等の状況
- 2 年齢別新規陽性者数
- 3 年齢別新規陽性者数 対人口割合
- 4 関西圏域における新規陽性者数の推移

(参考1) 第7波からの新規陽性者数の状況

(参考2) 人口10万人に対する直近1週間の陽性者数

「新規陽性者」：令和4年9月27日以降の数値は、HER-SYSデータをもとにした厚生労働省の公表値（以下の3つの計）を使用  
 ・医療機関からの発生届出対象の報告数  
 ・医療機関からの発生届出対象外の報告数  
 ・健康フォローアップセンター等での登録数

1

## 1 関西圏域における医療提供体制等の状況（2月26日0:00時点）

	人口	確保病床 使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	新規陽性者 (最近1週間)	新規陽性者の 1週間対比	陽性率 (最近1週間) ※1	重症者数	死亡者数 ※4	死亡者数の 1週間対比 ※4
単位	千人	%	%	対人口 10万人	前週比	%	人	1週間合計	前週比
滋賀県	1,414	21.6	1.9	95.4	0.72	18.6	1	13	1.44
京都府	2,578	13.0	7.4	61.7	0.66	15.3	13	19	0.83
京都市	1,464 ※2	—	—	55.7	0.70	15.8	0	—	—
大阪府	8,838	13.2	10.4	66.3	0.63	5.5	170	57	0.89
大阪市	2,756 ※2	—	—	90.0	0.61	5.6 ※2	—	—	—
堺市	826 ※2	—	—	62.7	0.77	5.6	3	—	—
兵庫県	5,465	13.5	4.9	78.4	0.63	34.9	7	16	0.32
神戸市	1,525	13.7	4.4	75.4	0.60 ※2	—	2	—	—
奈良県	1,324 ※3	25.5	11.1	83.7	0.72	17.3	3	9	0.39
和歌山県	923	10.8	3.8	114.3	0.63	17.0	1	4	0.80
鳥取県	553	11.1	0.0	139.1	0.64	14.2	0	2	1.00
徳島県	720	20.2	0.0	137.5	0.64	41.9	0	5	0.71
関西計	21,815	13.7	9.2	78.0	0.65	10.9	195	125	0.68

※1 検査報告の遅れ等の影響により100%を越える場合がある

※2 京都市、大阪市、堺市、神戸市については非公表

※3 奈良県の確保病床使用率は運用病床数で算出

※4 死亡者数は国の公表資料を基に作成

2

## 2 年齢別新規陽性者数（R5.2.15～R5.2.21）

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	関西計	%
10歳未満	276	290	920	897	169	225	220	177	3,174	13.6
10代	213	252	861	764	169	228	138	210	2,835	12.1
20代	163	260	1,052	537	137	116	87	99	2,451	10.5
30代	258	298	1,083	811	193	177	177	183	3,180	13.6
40代	286	356	1,233	895	210	249	144	188	3,561	15.3
50代	194	275	1,076	721	189	178	110	120	2,863	12.3
60代	97	158	570	504	114	111	73	113	1,740	7.5
70代	74	127	629	398	98	107	73	74	1,580	6.8
80代	69	100	476	403	73	107	47	77	1,352	5.8
90代以上	54	51	176	140	36	35	39	63	594	2.5
計	1,684	2,167	8,076	6,070	1,388	1,533	1,108	1,304	23,330	100.0

※ 年代不明・非公表等の人数は含まれない

(国の公表資料を基に作成)

3

## 3 年齢別新規陽性者数（R5.2.15～R5.2.21）対人口割合

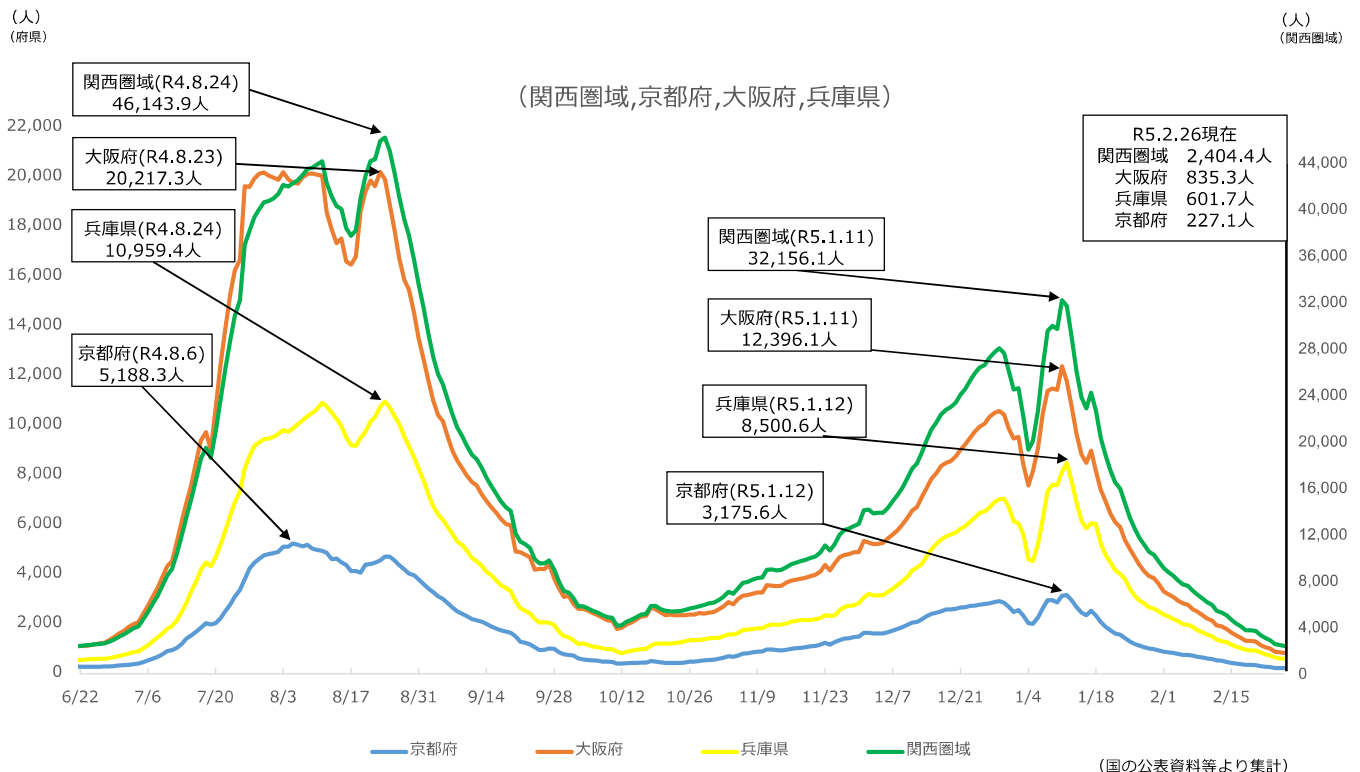
(単位：%)

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	関西全体
10歳未満	0.23	0.16	0.14	0.22	0.18	0.35	0.51	0.37	0.20
10代	0.15	0.11	0.11	0.16	0.14	0.29	0.28	0.36	0.15
20代	0.11	0.09	0.11	0.11	0.12	0.16	0.19	0.17	0.11
30代	0.16	0.11	0.11	0.14	0.15	0.20	0.32	0.27	0.14
40代	0.14	0.10	0.10	0.12	0.12	0.21	0.20	0.20	0.12
50代	0.10	0.08	0.09	0.10	0.11	0.14	0.17	0.13	0.10
60代	0.06	0.05	0.06	0.08	0.07	0.09	0.09	0.11	0.07
70代	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.08	0.10	0.07	0.05
80代以上	0.10	0.06	0.08	0.10	0.08	0.13	0.14	0.17	0.09
新規陽性者数/全人口	0.12	0.08	0.09	0.11	0.11	0.17	0.20	0.18	0.11

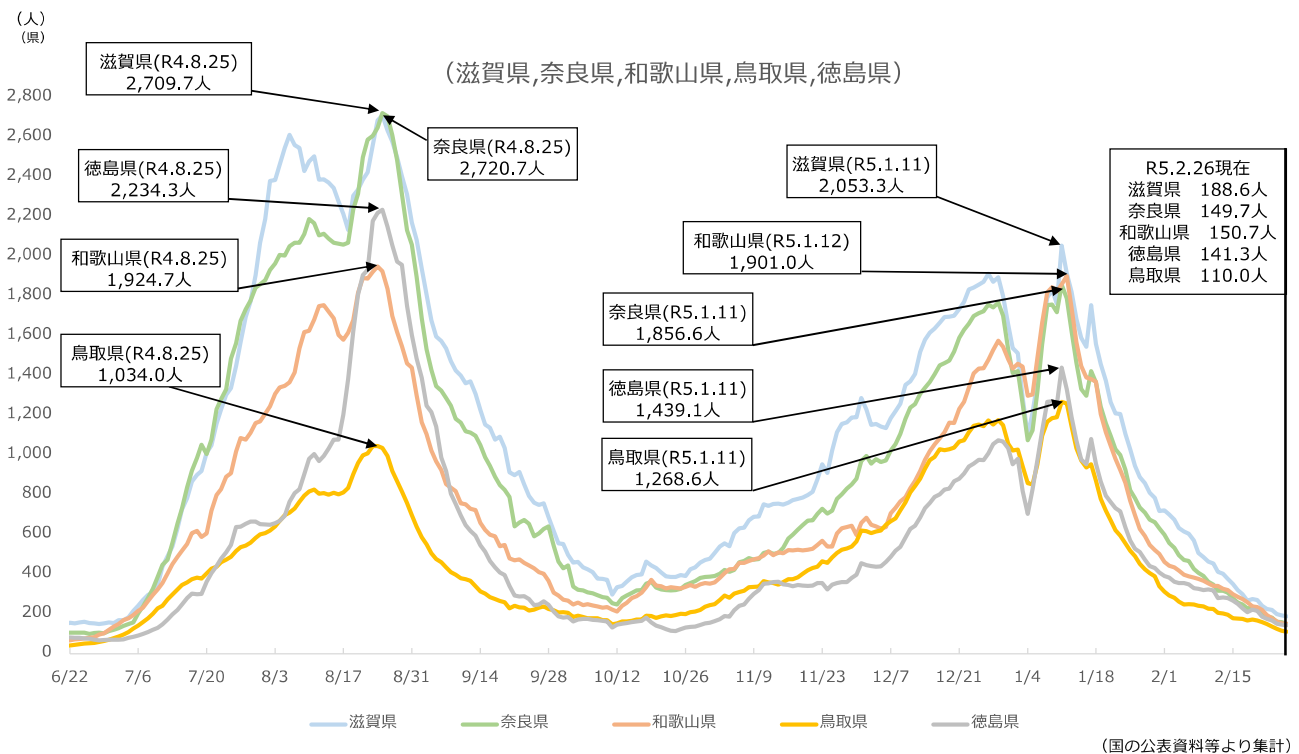
(国の公表資料、総務省統計局「人口推計」令和3年10月1日現在を基に作成)

4

## 4 関西圏域における新規陽性者数の推移 (R4.6.22～、1週間移動平均)



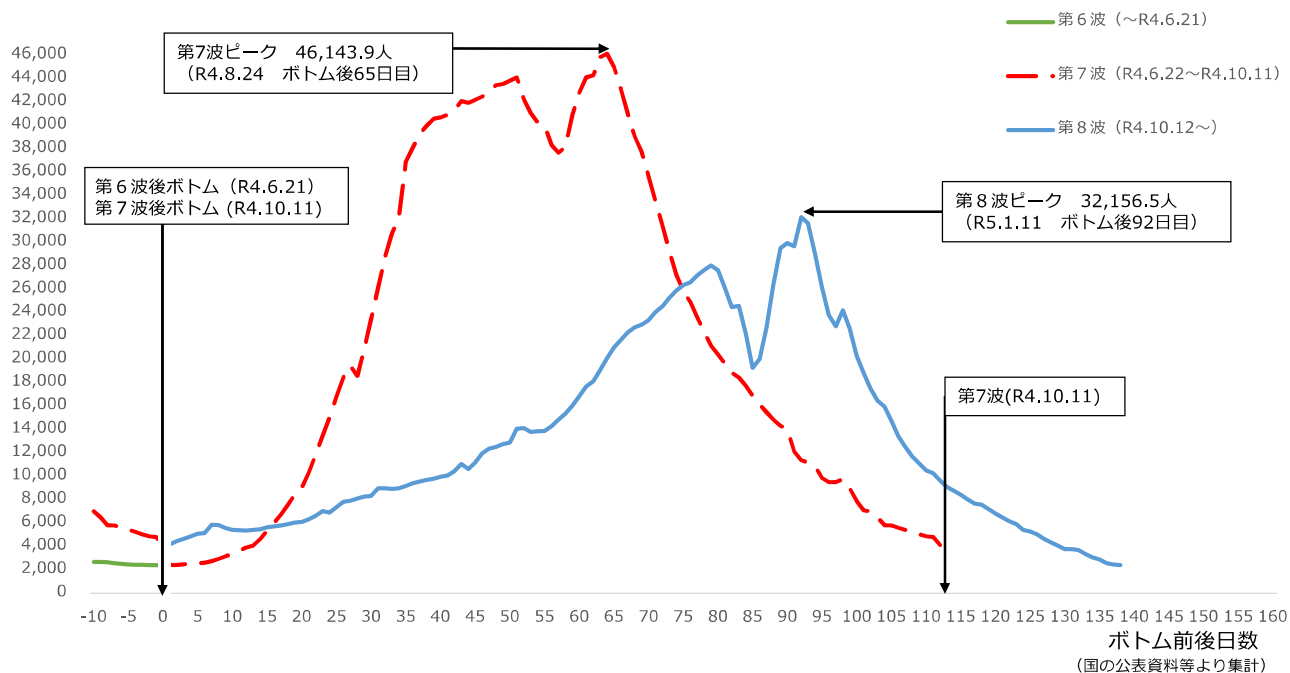
5



6

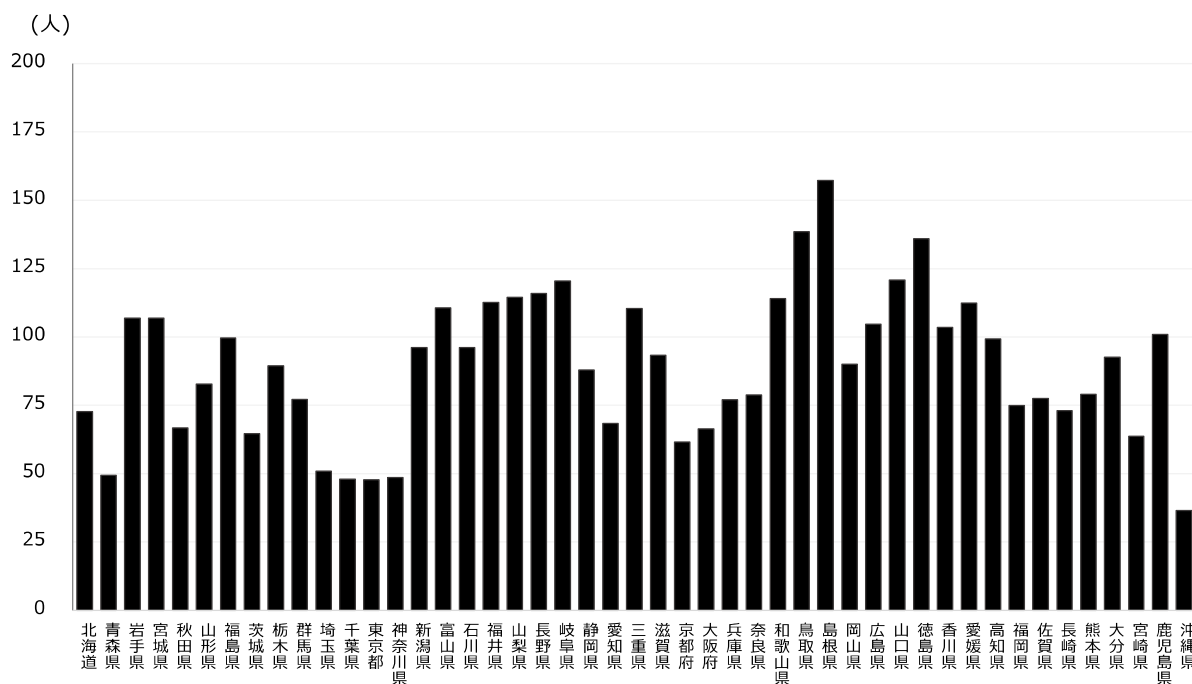
## (参考1) 第7波からの新規陽性者数の状況

(人) 1週間移動平均



7

## (参考2) 人口10万人に対する直近1週間の陽性者数(R5.2.20~R5.2.26)



8

区分	滋賀県	京都府・京都市	大阪府・大阪市・堺市	兵庫県・神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県				
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛を要請していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気をつけ、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる</li> <li>高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控えるなど特に注意</li> <li>体調に不安があるときは家族も含めて外出を控える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請</li> <li>食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</li> <li>感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出自粛を要請していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な生活・安全な外出を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用</li> <li>県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用</li> <li>自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える</li> </ul>				
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> <li>ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準ずる</li> <li>ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底</li> </ul>				
施設の使用制限	飲食店 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う</li> <li>業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、利用者にも感染防止策への協力依頼を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用</li> <li>会話の時はマスクを着用</li> <li>お店では大声で話さない</li> <li>余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗以外]</li> <li>同一グループ・同一テーブル4人以内要請（5人以上不可）</li> <li>利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗]</li> <li>認証店認証基準の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗以外]</li> <li>酒類提供の場合はパーティションの設置等、一定の要件を満たすこと</li> <li>「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗以外]</li> <li>酒類提供の場合はパーティションの設置等、一定の要件を満たすこと</li> <li>「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗]</li> <li>利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること</li> <li>カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[認証店舗]</li> <li>飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨</li> <li>利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気（二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等）など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置をお願い</li> <li>第三者認証制度の推進</li> <li>業種別ガイドラインを遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守</li> <li>イベントや催物を行う場合は気をつけて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施</li> <li>とくしまコロナお知らせシステムの活用</li> <li>飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施</li> <li>抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨</li> </ul>
	飲食店以外の施設 ・商業施設 ・サービス業 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</li> <li>感染防止対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[全ての店舗]</li> <li>利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること</li> <li>カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[全ての店舗]</li> <li>飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨</li> <li>利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気（二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等）など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[全ての店舗]</li> <li>飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨</li> <li>利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気（二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等）など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[全ての店舗]</li> <li>利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること</li> <li>カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[全ての店舗]</li> <li>飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨</li> <li>利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気（二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等）など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請（神戸市）</li> <li>業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設の自己認証制度の推進</li> <li>業種別ガイドラインを遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守</li> <li>イベントや催物を行う場合は気をつけて</li> </ul>

各府県市の対処方針に基づく主な措置内容（2月26日時点）

区分	滋賀県	京都府・京都市	大阪府・大阪市・堺市	兵庫県・神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
学校、大学等	<p>[県立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施（感染拡大局面にある学校においては、状況に応じて適切に対応）</li> <li>部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。（ただし、実施の時期を慎重に判断し、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る</li> <li>毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える</li> <li>学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える</li> </ul>	<p>[大学等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期のワクチン接種を検討するよう周知徹底</li> <li>発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底</li> <li>旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食における感染防止対策の徹底</li> <li>療養証明・陰性証明の提出を求めない</li> </ul>	<p>[県立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施</li> <li>宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）</li> <li>学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施</li> <li>教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導（神戸市）</li> </ul> <p>[市立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施</li> <li>部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定（学校は不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと</li> <li>各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、家族が体調に違和感がある場合には絶対に登校しないことの徹底。</li> <li>昼食時は、対面にならないこと及び会話する場合はマスク着用を徹底。</li> <li>部活等の場面では、マスク着用のメリハリをつけ、ミーティング時、更衣時等はマスク着用を徹底。</li> <li>消毒液の残量を確認し、手指消毒を徹底。</li> <li>換気については、気温が低くなる時期だが、定期的に教室の窓を開け、空気の流れをつくることを徹底。</li> <li>部室、手洗い場、更衣室等の感染防止対策に係る掲示物を目立つように貼ることを徹底。</li> <li>保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に児童・職員の健康管理、正しいマスク着用や手指消毒、暖房使用時のこまめな換気など基本的感染防止対策を徹底</li> <li>早期対応のため、子ども関係施設対策チーム及び学校対策チームにより施設指導等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点」に沿った学校運営を行う</li> <li>教職員や就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原検査を実施</li> <li>部活動における練習試合、合宿等の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底する</li> <li>部活動用チェックリスト等を活用し感染防止対策を徹底</li> <li>県外大会参加時等における部員・教員を対象に抗原検査を実施</li> <li>通学の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めない</li> </ul> <p>[児童等利用施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染防止対策を徹底</li> <li>検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原検査キットを配布し、「抗原検査」を実施</li> </ul> <p>[大学・専門学校等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学等からの要請に基づく「抗原検査キット」の配布を実施</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、利用者にも感染防止策への協力依頼を行う</li> <li>テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> <li>在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進</li> <li>出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する</li> <li>職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底</li> <li>症状がある従業員は休務させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期のワクチン接種を検討するよう周知徹底</li> <li>療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底</li> <li>テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること</li> <li>重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮</li> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> <li>高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務（テレワーク）取組の協力依頼</li> <li>感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請</li> <li>業種別ガイドライン等の実践</li> <li>重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮</li> <li>欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めないよう要請（神戸市）</li> <li>職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取組みを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止策の継続</li> <li>高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の敢行をお願い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守</li> <li>在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画の再点検及び早期策定の推進</li> <li>テレワークや分散・交代勤務の促進</li> <li>十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>B C P（事業継続計画）の再点検</li> <li>従業員やその家族の体調管理、無料検査受検への配慮</li> <li>テレワークや時差出勤の推進</li> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>
若年層のワクチン接種率向上への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>県 HP や YouTube で若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載</li> <li>R5. 1. 17～R5. 2. 20を「オミクロン株対応ワクチン”一人1回”接種促進強化期間」とし、県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施</li> <li>大学等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施</li> </ul> <p>(京都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年層等の目に留まるよう、更なる広報・情報発信に取り組んでいる。</li> <li>CMソング形式の動画（30秒CM動画）の制作</li> <li>特設WEBサイト（ランディングページ）の開設</li> <li>接種への理解促進動画（90秒動画）の制作</li> <li>WEB広告（Youtube、LINE、Instagram、Twitter、TVer）</li> <li>映画館CMの放映</li> <li>京都市バスの側面広告の掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表</li> <li>経済団体を通じ、企業に若年層に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表（大阪市）</li> <li>予約枠に余裕が生じている集団接種会場で「当日会場受付枠」を設け、予約なし接種を実施。（堺市）</li> <li>若年層向けに市HPやSNSなどで年内のワクチン接種を呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児接種促進のため、小児本人に接種に関心を持ってもらうための啓発資料（絵本・紙芝居）を作成・公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月4日からオミクロン株対応ワクチンの接種を行う県の広域接種会場を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現役世代の接種率向上のため、企業・団体向けに接種検討を依頼する通知を发出（令和4年10月・12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型商業施設等で小児・乳幼児接種を呼びかけるPRキャラバンを展開</li> <li>乳幼児・小児接種の勧奨グッズ（除菌ティッシュ）を作成し、接種協力医療機関へ配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー等の理由で接種を控える若年層等に接種機会を提供するため、県内10箇所の医療機関をノバボックス接種センターとして認証し、令和4年10月13日から接種開始</li> </ul>



## 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和 5 年 3 月 4 日  
広 域 医 療 局

## 1. オミクロン株対応ワクチンの接種状況 (2月26日時点)

府県市	全 体		うち高齢者 (65歳以上)	
	回数	接種率	回数	接種率
滋 賀 県	596,713回	42.2%	284,426回	76.0%
京 都 府	1,014,145回	40.4%	534,469回	72.2%
京 都 市	521,842回	37.6%	275,563回	69.7%
大 阪 府	3,266,356回	37.1%	1,687,450回	70.8%
大 阪 市	915,294回	33.5%	463,133回	67.6%
堺 市	316,383回	38.3%	167,064回	71.3%
兵 庫 県	2,243,089回	40.9%	1,155,519回	73.0%
神 戸 市	609,584回	40.2%	309,724回	71.3%
和 歌 山 県	391,664回	41.9%	219,910回	70.9%
鳥 取 県	247,813回	44.9%	130,950回	73.1%
徳 島 県	301,926回	41.5%	168,653回	68.8%
計	8,061,706回	39.5%	4,181,377回	71.9%
奈 良 県	580,908回	43.5%	317,621回	75.2%

〔出典〕 ワクチン接種状況ダッシュボード (VRS) ※2月26日までの接種データを2月27日に抽出  
 〔注記〕 府県のデータには政令指定都市のデータも含んでいる。

## 2. 検査実績

府県市	2/5～2/11			2/12～2/18			2/19～2/25		
	計	PCR検査	抗原検査	計	PCR検査	抗原検査	計	PCR検査	抗原検査
滋賀県	4,996件/日	—	—	6,134件/日	—	—	1,312件/日	—	—
京都府	2,027件/日	702件/日	1,325件/日	1,838件/日	715件/日	1,123件/日	1,489件/日	763件/日	726件/日
京都市	2,071件/日	—	—	1,848件/日	—	—	1,436件/日	—	—
大阪府	22,032件/日	10,297件/日	11,735件/日	18,390件/日	8,573件/日	9,817件/日	15,977件/日	8,013件/日	7,964件/日
大阪市	6,070件/日	3,358件/日	2,919件/日	5,259件/日	3,064件/日	2,381件/日	4,737件/日	3,036件/日	1,859件/日
堺市	1,671件/日	436件/日	1,235件/日	1,327件/日	314件/日	1,013件/日	1,097件/日	303件/日	794件/日
兵庫県	3,289件/日	1,252件/日	2,037件/日	2,283件/日	691件/日	1,592件/日	1,591件/日	535件/日	1,056件/日
神戸市	5,728件/日	816件/日	4,913件/日	5,416件/日	764件/日	4,652件/日	4,764件/日	551件/日	4,213件/日
和歌山県	1,139件/日	—	—	1,057件/日	—	—	888件/日	—	—
鳥取県	1,321件/日	—	—	1,034件/日	—	—	777件/日	—	—
徳島県	683件/日	126件/日	557件/日	625件/日	83件/日	542件/日	365件/日	47件/日	318件/日
計	35,486件/日	—	—	31,361件/日	—	—	22,400件/日	—	—

奈良県	1,654件/日	605件/日	1,050件/日	1,400件/日	489件/日	911件/日	917件/日	328件/日	588件/日
-----	----------	--------	----------	----------	--------	--------	--------	--------	--------

### 《人口10万人当たり換算》

滋賀県	353件/日	—	—	433件/日	—	—	93件/日	—	—
京都府	81件/日	28件/日	53件/日	73件/日	28件/日	45件/日	59件/日	30件/日	29件/日
京都市	149件/日	—	—	133件/日	—	—	103件/日	—	—
大阪府	250件/日	117件/日	133件/日	209件/日	97件/日	112件/日	182件/日	91件/日	90件/日
大阪市	222件/日	123件/日	107件/日	192件/日	112件/日	87件/日	173件/日	111件/日	68件/日
堺市	202件/日	53件/日	149件/日	161件/日	38件/日	123件/日	133件/日	37件/日	96件/日
兵庫県	60件/日	23件/日	37件/日	42件/日	13件/日	29件/日	29件/日	10件/日	19件/日
神戸市	377件/日	54件/日	324件/日	357件/日	50件/日	307件/日	314件/日	36件/日	278件/日
和歌山県	122件/日	—	—	113件/日	—	—	95件/日	—	—
鳥取県	239件/日	—	—	187件/日	—	—	141件/日	—	—
徳島県	94件/日	17件/日	77件/日	86件/日	11件/日	75件/日	50件/日	6件/日	44件/日
計	174件/日	—	—	154件/日	—	—	110件/日	—	—

奈良県	124件/日	45件/日	79件/日	105件/日	37件/日	68件/日	69件/日	25件/日	44件/日
-----	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

〔出典〕各府県市からの回答（速報値）

〔注記〕＊府県のデータには政令指定都市のデータも含んでいる。

＊滋賀県、京都市、和歌山県、鳥取県では、PCR検査と抗原検査の分類を行っていないため、総数のみ記載している。

＊大阪市のデータは、PCR検査と抗原検査を重複して実施している人がいるため、それぞれの検査の合計値は総数に一致しない。

### 3. 療養状況等及び入院患者受入病床数等

(2月26日 0:00時点)

府県	《入院》		うち重症者用		《宿泊療養》	
	使用病床 / 確保病床 (使用率)				使用居室 / 確保居室 (使用率)	
滋賀県	108床 / 501床 (21.6%)		1床 / 52床 (1.9%)		9室 / 518室 (1.7%)	
京都府	133床 / 1,027床 (13.0%)		13床 / 175床 (7.4%)		18室 / 1,126室 (1.6%)	
大阪府	650床 / 4,913床 (13.2%)		170床 / 1,627床 (10.4%)		214室 / 5,016室 (4.3%)	
兵庫県	232床 / 1,712床 (13.6%)		7床 / 142床 (4.9%)		42室 / 1,812室 (2.3%)	
和歌山県	69床 / 636床 (10.8%)		1床 / 26床 (3.8%)		9室 / 178室 (5.1%)	
鳥取県	39床 / 351床 (11.1%)		0床 / 47床 (0.0%)		2室 / 448室 (0.4%)	
徳島県	62床 / 307床 (20.2%)		0床 / 25床 (0.0%)		13室 / 454室 (2.9%)	
計	1,293床 / 9,447床 (13.7%)		192床 / 2,094床 (9.2%)		307室 / 9,552室 (3.2%)	
奈良県	80床 / 314床 (25.5%)		3床 / 27床 (11.1%)		11室 / 969室 (1.1%)	

〔出典〕各府県からの回答（速報値）

〔注記〕入院調整の業務は府県が実施しているため、政令指定都市のデータはない。

## 【参考】インフルエンザの発生状況について

府県	令和5年第7週(2/13~2/19) インフルエンザ		流行入りの時期 (定点当たり1.0超過)
	報告数	定点当たり	
滋賀県	904	15.07	令和5年第1週(1/2~1/8)から
京都府	2,974	23.79	令和4年第51週(12/19~12/25)から
大阪府	6,584	22.09	令和4年第51週(12/19~12/25)から
兵庫県	2,828	14.21	令和4年第52週(12/26~1/1)から
奈良県	912	16.58	令和5年第1週(1/2~1/8)から
和歌山県	525	10.71	令和5年第1週(1/2~1/8)から
鳥取県	90	3.10	令和5年第1週(1/2~1/8)から
徳島県	224	6.05	令和5年第1週(1/2~1/8)から

〔出典〕厚生労働省「インフルエンザの発生状況について」

※警報レベル……定点当たり30以上（該当なし）

※注意報レベル…定点当たり10以上（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県が該当）

## 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しにおける 高齢者の命と健康を守り抜くための提言



国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、5月8日に5類へと引き下げる決定をされた。こうした方向性は、家庭・学校・職場などあらゆる場面で日常を取り戻していくための大きな一歩であり、高く評価し、賛同するものである。

一方で、感染は当面継続すると見込まれ、特に死亡率が高く重症化リスクのある高齢者の命と健康を守り抜くためには、特段の配慮が必要となっている。こうした観点から、関西広域連合として、新制度への円滑な移行を実現させるために必要な対策をとりまとめたので、国におかれても、以下の項目について速やかに対応いただくよう強く求める。

### 1. 「高齢者施設」への対応

高齢者施設では、十分な感染予防・制御を行うことが困難な施設もあり、施設内でのクラスター発生により、事業継続や療養体制の維持が困難になる恐れがある。

- ◇ クラスターを未然に防止するためには、「持ち込ませない」を合言葉に、頻回検査による早期発見が非常に重要であることから、国において検査キットを確保し、施設が戦略的に活用できるよう支援すること。
- ◇ 行政が早期にクラスター対策をバックアップできるよう、一定数の感染者が発生した際、各施設から保健所等の関係機関へ届出を行う仕組みを構築するとともに、感染制御・業務継続や医療提供に係る体制整備への支援を継続すること。
- ◇ 施設内の治療が円滑に行えるよう、「協力医療機関」・「嘱託医」等による診察に対する診療報酬加算等の新たな「インセンティブ」を与えること。
- ◇ 日常生活に不可欠となる介護サービス継続の観点から、施設に対する「施設内療養費」や「かかり増し経費」の助成については継続し、全額国庫負担とすること。
- ◇ 施設の対応力向上のため、換気やゾーニング等、現場における感染対策を学ぶ講習会の開催など「人材育成」への支援を行うこと。

## 2. 「在宅高齢者」への対応

在宅で医療や介護サービスを受けている高齢者の方には、感染防止対策への不安や採算面などを理由に、事業者から必要なサービスが提供されない可能性がある。

- ◇ 高齢者施設と同様に、頻回検査による早期発見が非常に重要であることから、国において検査キットを確保し、訪問医療・介護事業者等が戦略的に活用できるよう支援すること。
- ◇ 在宅療養する高齢者に対して、事業者が積極的に介護サービス等を提供できるよう、介護報酬加算等の新たな「インセンティブ」を与えること。
- ◇ 日常生活に不可欠となる介護サービス継続の観点から、事業者に対する「かかり増し経費」の助成については継続し、全額国庫負担とすること。
- ◇ オンライン診療・往診・訪問看護等に係る診療報酬を加算する等、在宅医療の充実を図ること。
- ◇ 自宅療養者の体調悪化時の対応として、当面の間、都道府県等の「健康フォローアップセンター」を維持できるようにすること。
- ◇ 軽症ながらも在宅介護が受けられない高齢者を受入可能な宿泊療養施設については、一定期間継続すること。また、宿泊事業者が不安定な立場とならないよう、あらかじめ継続期間を明らかにすること。

## 3. 「診療・入院体制」の整備

幅広い医療機関での診療体制・入院体制の確保に向けては、感染防止対策への不安や診療報酬の面から、コロナ患者の受入れに消極的となる医療機関も想定される。

- ◇ 予防投与可能な薬や即効性のある特効薬がない中においても、受入実績のない医療機関が積極的にコロナ患者に対応できるよう、科学的根拠に基づいた感染制御や治療方法に係る「ガイドライン」を作成し、周知徹底すること。
- ◇ 外来診療・入院体制の確保に向け、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金等による「受入環境整備への財政的支援」を行うとともに、診療報酬上の特例措置の継続や入院受入実績に応じた補助等、患者受入への「インセンティブ」を設けること。
- ◇ 高齢者等の病状が悪化した場合、確実に入院できるよう、幅広い医療機関での診療体制が構築されるまでの間は、急激に減らすことなく十分な病床数を確保することとし、感染動向に応じた「コロナ病床確保料」を導入すること。

- ◇ 病病・病診連携による入院調整を円滑に行えるよう、新型コロナ患者の受入可能病床の状況を各都道府県内の医療機関で共有するための情報システムの構築等を国において進めること。
- ◇ 医療ひっ迫時など行政の入院調整への関与が必要となるケースも想定されることから、その場合は法的根拠を整理した上で、対象となる重症者等の明確化や患者情報の把握など具体的な対応方針を早急に示すとともに、必要な財源措置を講じること。

#### 4. 「自己負担」の軽減

医療費やワクチン接種に自己負担が生じた場合、受診・接種控えにより、結果として感染拡大や医療機関の負荷増大につながる恐れがある。

- ◇ 高齢者等リスクの高い方をはじめ、必要な方が医療の提供を受けられないということのないよう、当面の間、医療費とワクチン接種に係る「公費負担を継続」すること。加えて、高額な抗ウイルス薬の処方について、国が負担する制度を構築すること。
- ◇ ワクチンの有効性や安全性について、科学的知見を踏まえつつ、国民への丁寧な説明を行うとともに、今後の接種のあり方について、早期に長期的な展望を示すこと。
- ◇ 無料検査の終了後も、有症状の方が安心して自己検査できるよう、郵送やドライブスルーによる検査キットの配布など、検査需要に柔軟に対応できる仕組みを構築し、引き続き、全額国庫負担とすること。

#### 5. その他

- ◇ 業種別ガイドライン等の取組については、各業界団体において、新たなマスク着用の考え方や5類変更に伴う必要な見直しを行った上で継続されるよう、エビデンスに基づく有効な対策の情報提供・助言等を通じて、国が主体的に促すこと。
- ◇ 地域経済社会の立て直しに向け、物価高対策も含めた機動的な対応が可能となるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとした財政措置を講じること。

令和5年2月13日

関西広域連合

広域連合長

広域医療担当委員

三日月大造（滋賀県知事）

飯泉 嘉門（徳島県知事）





## 新型コロナ対策に係る全国知事会の動き等

(2/8 日本医師会 意見交換会)

別添 4-① 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について

(2/13 加藤 厚生労働大臣 意見交換会)

別添 4-② 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う主な課題と対応について

別添 4-③ 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しにおける高齢者の命と健康を守り抜くための提言

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について

(2/13 後藤 国務大臣 意見交換会)

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う主な課題と対応について

○ 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しにおける高齢者の命と健康を守り抜くための提言

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について

---

<参考：国の分科会等関係>

○1/27 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会・第31回新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（合同開催）

○2/10 第32回新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会  
別添 4-④ 基本的対処方針の変更について



## 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への変更について

政府は、専門家の議論を踏まえ、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の 5 類感染症に位置付けることを決定し、これまで講じてきた各種の政策・措置について見直しを行うこととした。

現在、新規感染者数は全国的に減少傾向にあるものの、今後も感染が継続していくことが見込まれることから、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策など、十分な準備期間を設けた上で、財政措置を含め、激変を緩和するための適切な経過措置を講じながら、段階的に移行していく必要がある。

政府におかれては、国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら円滑に移行させるため、現場の声を十分に踏まえた上で、万全の対策を講じていただくようお願いする。

- 各種の政策・措置の見直しに当たって十分な準備期間を確保するとともに、段階的な措置の具体的な内容及び完全移行までのロードマップを早期に示すこと。
- 医療機関の感染防御対策に対し必要な支援、診療報酬の加算等を一定期間継続するとともに、特に、これまで感染患者以外の診療を分担してきた医療機関にもさらなる理解・協力が得られるよう、丁寧な周知や十分な支援を行うこと。
- 幅広い医療機関における入院患者の受け入れ体制が整備されるまでには一定の期間を要することから、当該体制が整うまではそれぞれの地域において必要な医療を提供することができるよう、急激に減らすことなく十分な数の病床を確保することとし、病床確保料等をはじめとした病床の確保のための支援を継続すること。

- 高額な医療費について、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ、受診控えにつながらないように、現場の事務負担にも配慮しながら、一定の公費負担を継続すること。
- 病病・病診連携による入院調整を円滑に行うため、新型コロナ患者の受入可能病床の状況を各都道府県内の医療機関で共有するための情報システムの構築等を政府において進めるとともに、感染急拡大時など自治体による入院調整を求める場合には、法的根拠を整理した上で具体的な対応方針を早急に示すこと。
- 感染者数が非常に多く、後遺症と思われる症状を持たれる方が多いことから、治療や相談支援等の体制整備を行うとともに、診療報酬制度の拡充など後遺症外来を実施する医療機関への支援を行うこと。
- 地方自治体の財政状況によって、医療機関の感染防御対策や病床確保等、必要な感染症対策に支障が生じることがないように、国は、現在の財政措置を継続すること。

令和5年2月8日

全国知事会（新型コロナウイルス緊急対策本部）  
会長（本部長） 平井 伸治  
公益社団法人 日本医師会  
会 長 松本 吉郎

# 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う 主な課題と対応について

令和5年2月13日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部  
感染症法上の位置付けの見直しに関するワーキングチーム

## 1 はじめに

政府は、1月20日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同等の5類に見直す方針を決定し、移行に向けた検討を開始した。

その後、専門家の議論を踏まえ、1月27日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行うこととしている。

全国知事会では、政府の見直し方針を受け、保健・医療の現場の実情を踏まえた課題の整理を行い、移行期の対策に反映することを目的として、「感染症法上の位置付けの見直しに関するワーキングチーム」を設置し、全都道府県から意見を聴取した上で、次のとおり主な課題と対応を取りまとめた。

現在、新規感染者数は全国的に減少傾向にあるものの、今後も感染が継続していくことが見込まれることから、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策など、十分な準備期間を設けた上で、財政措置を含め、激変を緩和するための適切な経過措置を講じながら、段階的に移行していく必要がある。

政府におかれては、国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら円滑に移行させるため、現場の声を十分に踏まえた上で、早期に具体的な方針を示すとともに、万全の対策を講じていただくようお願いする。

## 2 主な課題・対応

### (1) 5類への移行（総論）

#### ① 段階的移行の具体的内容等の提示

- 医療機関を始めとした関係団体等との協議や事業者等への周知が必要となることから、各種の政策・措置の見直しに当たっては自治体や関係団体と協議の上、十分な準備期間を確保するとともに、段階的な措置の具体的な内容及び完全移行までのロードマップを可能な限り早期に示すこと。特に、予算措置や人員の確保が必要となる取組については、速やかに情報提供すること。なお、国民への基本的感染対策の呼びかけなど流行をなるべく低く抑えるための取組については、国における一律の対応も含めて検討すること。

## ② 国による財政措置の継続

- ・ 5類変更後も必要な感染対策を継続する必要があることから、地方の財政状況によって感染対策に支障が生じることのないよう、全額国負担で継続すること。また、5類変更に伴う対応として新たに実施する事業等に要する費用についても国による十分な財政措置を行うこと。

## ③ 国民等への周知・協力依頼

- ・ 5類変更により感染対策に対する意識が緩み、感染急拡大が生じて再び死亡者数が増加するなどのリスクもあるため、科学的エビデンスや専門的知見に基づき、地方と十分に協議した上でマスクの着脱や換気、ワクチン接種などを含めリスクを一定程度低減させる方策をまとめたガイドライン等を示すとともに、国民・事業者・医療機関等の自主的な判断や取組により対策を講じることが重要であることを繰り返し呼び掛けるなど、国の責任において、分かりやすく丁寧な周知を行うこと。
- ・ 発熱時における電話での事前連絡や救急車の適正利用等、医療のひっ迫を防ぐための対応についても継続して呼び掛けること。

## ④ 新たな変異株等への備え

- ・ 新たな変異株の出現など、重症化率、感染力等に変化が見られた際に新たな対応に切り替える基準や必要な手続、その際に講じる対策の内容や初動体制等について、この間の新型コロナウイルス感染症への対応によって蓄積された知見や経験を基にあらかじめ整理し、早期に提示すること。
- ・ 検疫における継続的な変異株のモニタリングを講ずるとともに、自治体との緊密な情報共有を図ること。
- ・ 季節性インフルエンザと同様に流行のレベルを客観的に判断できるよう、国において適切な指標を早急に検討の上、設定・運用すること。

## (2) 患者等への対応

### ① 外来・入院医療の公費負担

- ・ 高額な医療費について、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ、受診控えにつながらないように、負担能力に配慮した一定の公費負担を継続すること。特に高額となる治療薬については、薬価が一定の水準に引き下げられるまでの間、公費負担を継続すること。
- ・ 公費負担の対象範囲や申請手続きなどについて、国民や医療機関等に対する周知に一定の時間が必要なことから、具体的な方針を早期に示すとともに、国において十分な周知を図ること。
- ・ 公費負担の継続に当たっては、申請者はもとより、保健所や医療機関など現場の負担が過度にならないよう留意すること。

## ② 宿泊療養、相談対応

- ・ 宿泊療養施設の継続、廃止、縮小には、宿泊事業者など関係者との調整に時間を要することから、スケジュールを含めた見直しの方向性を早期に示すこと。継続する場合には、法的根拠を整理した上で、医療スタッフの配置を必要とする重症化リスクの高い方に限るなど対象者の範囲や内容を明示すること。なお、この場合には、届出の終了により保健所等において患者情報を把握できないことに留意し、それを前提とした仕組みを構築すること。また、廃止する場合には、原状回復に要する経費・期間に対する財政支援を行うこと。
- ・ 発熱者や陽性となった方が体調悪化時に相談できる体制は一定期間必要であるため、国において一括した相談体制を整備すること。また、都道府県において相談体制を維持する場合には、全額国庫負担により財源措置を行うこと。

## ③ 後遺症への対応

- ・ 重症者数は減少しているものの、感染者数が非常に多く、後遺症と思われる症状を持たれる方が多いことから、国が責任をもって調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うとともに、診療報酬制度の拡充など後遺症外来を実施する医療機関への支援や、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援等を行うこと。

# (3) 医療提供体制

## ① 新型コロナ患者を受け入れる医療機関への支援

- ・ 院内感染への不安から、診療や入院の受入れに慎重になる医療機関も想定されることから、原則として全ての医療機関で新型コロナウイルス感染症患者に対応する方針を国として明確にした上で、医療機関の感染防御対策に対し必要な支援、診療報酬の加算等を一定期間継続するとともに、院内感染防止のガイドラインを作成するなど、受入医療機関の拡大を図ること。
- ・ 医師法上の応招義務に関する考え方を早急に整理した上で、関係機関へ周知するとともに、受け入れの実効性を確保するための感染防止対策やオンライン診療の実施等に対する支援を行うこと。
- ・ 幅広い医療機関における継続的な患者の受入体制を早期に整備する必要があるが、当該体制が整うまでには一定の期間を要することから、それぞれの地域において必要な医療を提供することができるよう、急激に減らすことなく十分な数の病床を確保することとし、病床確保料等をはじめとした病床の確保のための支援を全額国庫負担で継続すること。また、当該期間中の病床確保対策の制度設計に当たっては、基礎疾患を有する方、透析患者、妊婦、小児、精神疾患を有する方、重症患者などの受入可能な医療機関は限られていること、地域ごとに保健・医療提供体制は異なることに十分配慮すること。

## ② 入院調整機能

- ・ 病病・病診連携による入院調整を円滑に行うため、新型コロナ患者の受入可能病床の状況を各都道府県内の医療機関で共有するための情報システムの構築等を政府において進めること。また、入院の必要性等を判断するための基準について、国が科学的なエビデンスに基づく目安を示すこと。なお、移行期においては、行政が必要に応じて支援する仕組みを設けるなど、円滑な病病・病診連携につなげられるようにすること。
- ・ 医療ひっ迫時など、行政が入院調整に関与する場合は、法的根拠を整理した上で、患者情報の把握方法など具体的な対応方針を早期に示すとともに、患者の容態観察等の関連業務も含めて必要な財政措置を講じること。

## ③ 臨時の医療施設の設置等

- ・ 感染拡大期に医療のひっ迫を防ぐことができるよう、特措法の適用がない中での臨時の医療施設の位置付けを整理した上で、現行の臨時の医療施設や医療法上特例的に認められている診療所の増床の当面の継続を可能とするとともに、財政措置を含め、都道府県が臨時の医療施設を機動的に設置できる仕組みを構築すること。なお、廃止する場合は、原状回復に要する経費・期間について財政支援を行うこと。

## ④ 救急搬送体制の整備

- ・ 新型コロナ患者及びその疑いがある方を救急隊から医療機関へ円滑に搬送・収容するため、各地域の現状を踏まえつつ、全ての二次救急医療機関でコロナ患者を受け入れるよう、救急隊から医療機関への受入体制整備の考え方を示すとともに、国として調整を行うこと。
- ・ 新型コロナ患者の救急搬送体制を維持するためには、救急隊員にも医療機関と同等の感染防止対策が不可欠であることから、引き続き、国による感染防護服等の購入や感染性廃棄物処理等に関する経費への財政措置を講じること。

## ⑤ 高齢者施設と医療機関の連携強化

- ・ 高齢者施設等で陽性者が発生した際に施設内で適切な医療支援や介護が受けられるよう、施設の配置医や協力医療機関等の役割明確化や機能強化、往診・訪問看護の充実、専門医療等が必要な場合における医療アクセスの確保、介護職員の派遣など、診療報酬・介護報酬上のインセンティブ付与や財政支援を含めた仕組みや体制について、国の責任において検討し、構築すること。

## ⑥ 物資等の供給体制の確立

- ・ 検査キット、検査試薬、検査資機材、治療薬、医療資機材など、今後感染拡大した場合に医療機関において不足が生じ、診察・治療に支障が生じるおそれがあることから、検査キット等の安定供給体制を維持するとともに、国の責任において必要に応じて一定程度の備蓄を行うこと。
- ・ 国による管理となっている治療薬について、現行の登録制度の廃止も含め、全



での医療機関・薬局で取り扱うことができるよう、一般流通化を進めること。

#### ⑦ 在宅医療等の充実

- ・ 在宅療養に備え、在宅医療や訪問看護・介護サービスなどの診療報酬・介護報酬を充実すること。

### (4) サーベイランス

#### ① サーベイランス体制

- ・ 定点サーベイランスに対応するための準備が必要になることから、自治体や医療機関の負担とならない制度設計とした上で、実施時期や医療機関の選定基準、報告頻度、医療機関への財政支援など具体的な内容を早急に明示すること。
- ・ 定点サーベイランスにおいても、入院動向予測のため、当面の間、年代別感染者数（特に65歳以上）やハイリスク者数等を把握する仕組みを検討すること。

#### ② 変異株スクリーニング

- ・ ゲノムサーベイランスは、民間検査機関への委託を含め、国の事業として実施するとともに、地方衛生研究所と解析結果（遺伝子配列情報等）を共有できるシステムを構築すること。都道府県等にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、人件費や分析で必要になる機器・物品、機器維持管理費の確保等が必要となることから、全額国庫負担とすること。
- ・ 海外で新たな変異株等が発生した場合は、速やかな情報提供を行うとともに、必要な対応を迅速に行うこと。

### (5) 基本的な感染対策

#### ① マスクや換気等の基本的な感染対策等

- ・ マスクの着用に係る今回の基本的対処方針の変更内容の詳細については、国の責任において、国民及び現場に対し、科学的エビデンスや専門的知見に基づく詳細かつ分かりやすい説明を行い、その十分な理解を得ること。
- ・ 国民とのリスクコミュニケーションとして、科学的エビデンスに基づく感染リスクや重症化リスクの正しい理解の促進を図り、今後も感染対策が必要であることや、マスク着用の必要性が高い具体的な場面（有症状時、病院や高齢者施設等への訪問時等）などを国民に対して丁寧に分かりやすく、積極的に周知すること。その際、不十分な感染対策により、世代間で感染が伝播し、家庭内感染や施設内感染を通じて、重症化リスクのある高齢者等において感染が拡がり生命への影響が及ぶ事態が起こり得ることについても国民に十分説明し理解を求めること。
- ・ 感染拡大の状況によっては、地域ごとの感染動向や保健・医療提供体制に応じ、その地域ごとにマスクや換気を含む感染抑制対策を判断せざるを得ない場面が想

定されることから、あらかじめその考え方や必要となる事項について明示すること。

- ・ 学校における出席停止期間などの社会生活上必要な標準的な療養期間をはじめ、感染後の国民の行動の判断基準についても併せて示すこと。

## ② 子どもの発育・発達への配慮

- ・ 現場においては子どもの発育・発達への配慮と基本的な感染対策の励行が相反する場合があると同時に、近隣の学校等や地域等によって指導内容が異なることで混乱が生じることが懸念されるため、学校等における幼児・児童生徒への配慮が必要な行動場面について、具体的な行動指針（マスクの着脱等）を提示すること。その際は、3年にわたりマスク着用が社会的に求められてきた中で、短期間に行動変容を求められることへの抵抗や、マスクを外すことへの不安を感じる児童や生徒、保護者への配慮も踏まえながら、国として浸透を図ること。
- ・ 学校現場において感染が拡大した場合を想定し、地方と十分に協議した上で学校保健安全法に基づく学校設置者による休業措置を含めた対応方針を含め、学校のガイドラインの必要な見直しを行うこと。

## ③ 自己検査等の推奨

- ・ 医療のひっ迫を軽減させるためにも、引き続き抗原検査キットによる自主検査は有用であることから、生活必需品として国民が検査キットを購入しやすくなるよう、製造販売業者への補助による市場価格の引き下げや流通の改善等の支援を行うこと。

## ④ 医療機関、高齢者施設等におけるクラスター対策

- ・ 医療機関や高齢者施設等における感染拡大を防止するため、引き続き、施設従事者や入院・入所者等に対する検査の実施や対策の手引き等の提示など、必要な感染対策を講じることができるよう支援すること。
- ・ 医療機関や高齢者施設等のハイリスク者が多数入院・入所する施設では、感染拡大時の影響が大きく、早期の介入により感染拡大を防止する必要があることから、保健所等が当該施設における感染状況を把握し、必要に応じて積極的疫学調査を実施できるよう具体的な対応方針を提示すること。
- ・ 医療機関や高齢者施設等において、十分な感染対策を講じるため、設備整備や個人防護具の確保、施設従事者に予防的に行う抗原検査キットによる検査等の対策に要する費用に対する財政措置を全額国負担により行うこと。

## (6) ワクチン接種

- ・ 接種体制の構築には十分な準備期間が必要となることから、接種時期や使用するワクチンの種類、接種対象者の範囲、接種間隔など、科学的知見等に基づき、今後の接種方針を早急に示すとともに、医療従事者や接種会場の確保、専門相談

窓口の設置など、接種体制の確保に要する経費については地方負担が生じないよう、これまでどおり全額国費による財政措置等を継続すること。また、接種希望に柔軟に対応できるよう他の疾病に係るワクチンと同様、自治体を介さず、卸業者によるワクチンの流通体制を整備すること。

- ・ ワクチンの効果や安全性、接種の必要性について、科学的根拠に基づき、国民にわかりやすく丁寧に広報すること。また、重症化リスクの高い高齢者や医療・介護従事者など、ワクチンを優先的に接種すべき者を明確にするとともに、円滑な接種勧奨のため、国の責任において積極的な情報提供を実施すること。

## (7) その他

- ・ 政府対策本部及び都道府県対策本部が廃止となることから、それらに代わる国・都道府県・市町村間で情報共有等を行う仕組みを構築すること。
- ・ 5類変更に伴う各種手続きの変更に当たっては、事務手続きの簡素化に配慮すること。
- ・ パルスオキシメーターなど、保健所等が保有する医療用物資等の今後の活用・保管方針を早期に示すとともに、財政支援の対象期間については、民間事業者への委託により実施している様々な事業は業務終了に一定の期間が必要になることに配慮すること。
- ・ 飲食店の第三者認証制度及びイベントの取扱いについては、国として早急に明確な方針を示すこと。また、国民や事業者に混乱を生じさせないように、十分な周知期間を設けた上で広く周知を図ること。
- ・ 業種別ガイドライン等の取組については、各業界団体において、新たなマスク着用の考え方や5類変更に伴う必要な見直しを行った上で継続されるよう、エビデンスに基づく有効な対策の情報提供・助言等を通じて、国が主体的に促すこと。
- ・ 全国旅行支援については当面継続することとした上で、現在求められている陰性証明やワクチン接種といった利用条件について、他の感染症とのバランスを踏まえ、撤廃すること。また、旅行先等で陽性と診断された方が宿泊拒否や乗車拒否されないよう、国において適切なガイドラインを示すこと。
- ・ 地域経済社会の立て直しに向け、物価高対策も含めた機動的な対応が可能となるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとした財政措置を講じること。



## 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しにおける 高齢者の命と健康を守り抜くための提言



国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、5月8日に5類へと引き下げる決定をされた。こうした方向性は、家庭・学校・職場などあらゆる場面で日常を取り戻していくための大きな一歩であり、高く評価し、賛同するものである。

一方で、感染は当面継続すると見込まれ、特に死亡率が高く重症化リスクのある高齢者の命と健康を守り抜くためには、特段の配慮が必要となっている。こうした観点から、関西広域連合として、新制度への円滑な移行を実現させるために必要な対策をとりまとめたので、国におかれても、以下の項目について速やかに対応いただくよう強く求める。

### 1. 「高齢者施設」への対応

高齢者施設では、十分な感染予防・制御を行うことが困難な施設もあり、施設内でのクラスター発生により、事業継続や療養体制の維持が困難になる恐れがある。

- ◇ クラスターを未然に防止するためには、「持ち込ませない」を合言葉に、頻回検査による早期発見が非常に重要であることから、国において検査キットを確保し、施設が戦略的に活用できるよう支援すること。
- ◇ 行政が早期にクラスター対策をバックアップできるよう、一定数の感染者が発生した際、各施設から保健所等の関係機関へ届出を行う仕組みを構築するとともに、感染制御・業務継続や医療提供に係る体制整備への支援を継続すること。
- ◇ 施設内の治療が円滑に行えるよう、「協力医療機関」・「嘱託医」等による診察に対する診療報酬加算等の新たな「インセンティブ」を与えること。
- ◇ 日常生活に不可欠となる介護サービス継続の観点から、施設に対する「施設内療養費」や「かかり増し経費」の助成については継続し、全額国庫負担とすること。
- ◇ 施設の対応力向上のため、換気やゾーニング等、現場における感染対策を学ぶ講習会の開催など「人材育成」への支援を行うこと。

## 2. 「在宅高齢者」への対応

在宅で医療や介護サービスを受けている高齢者の方には、感染防止対策への不安や採算面などを理由に、事業者から必要なサービスが提供されない可能性がある。

- ◇ 高齢者施設と同様に、頻回検査による早期発見が非常に重要であることから、国において検査キットを確保し、訪問医療・介護事業者等が戦略的に活用できるよう支援すること。
- ◇ 在宅療養する高齢者に対して、事業者が積極的に介護サービス等を提供できるよう、介護報酬加算等の新たな「インセンティブ」を与えること。
- ◇ 日常生活に不可欠となる介護サービス継続の観点から、事業者に対する「かかり増し経費」の助成については継続し、全額国庫負担とすること。
- ◇ オンライン診療・往診・訪問看護等に係る診療報酬を加算する等、在宅医療の充実を図ること。
- ◇ 自宅療養者の体調悪化時の対応として、当面の間、都道府県等の「健康フォローアップセンター」を維持できるようにすること。
- ◇ 軽症ながらも在宅介護が受けられない高齢者を受入可能な宿泊療養施設については、一定期間継続すること。また、宿泊事業者が不安定な立場とならないよう、あらかじめ継続期間を明らかにすること。

## 3. 「診療・入院体制」の整備

幅広い医療機関での診療体制・入院体制の確保に向けては、感染防止対策への不安や診療報酬の面から、コロナ患者の受入に消極的となる医療機関も想定される。

- ◇ 予防投与可能な薬や即効性のある特効薬がない中においても、受入実績のない医療機関が積極的にコロナ患者に対応できるよう、科学的根拠に基づいた感染制御や治療方法に係る「ガイドライン」を作成し、周知徹底すること。
- ◇ 外来診療・入院体制の確保に向け、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金等による「受入環境整備への財政的支援」を行うとともに、診療報酬上の特例措置の継続や入院受入実績に応じた補助等、患者受入への「インセンティブ」を設けること。
- ◇ 高齢者等の病状が悪化した場合、確実に入院できるよう、幅広い医療機関での診療体制が構築されるまでの間は、急激に減らすことなく十分な病床数を確保することとし、感染動向に応じた「コロナ病床確保料」を導入すること。

- ◇ 病病・病診連携による入院調整を円滑に行えるよう、新型コロナ患者の受入可能病床の状況を各都道府県内の医療機関で共有するための情報システムの構築等を国において進めること。
- ◇ 医療ひっ迫時など行政の入院調整への関与が必要となるケースも想定されることから、その場合は法的根拠を整理した上で、対象となる重症者等の明確化や患者情報の把握など具体的な対応方針を早急に示すとともに、必要な財源措置を講じること。

#### 4. 「自己負担」の軽減

医療費やワクチン接種に自己負担が生じた場合、受診・接種控えにより、結果として感染拡大や医療機関の負荷増大につながる恐れがある。

- ◇ 高齢者等リスクの高い方をはじめ、必要な方が医療の提供を受けられないということのないよう、当面の間、医療費とワクチン接種に係る「公費負担を継続」すること。加えて、高額な抗ウイルス薬の処方について、国が負担する制度を構築すること。
- ◇ ワクチンの有効性や安全性について、科学的知見を踏まえつつ、国民への丁寧な説明を行うとともに、今後の接種のあり方について、早期に長期的な展望を示すこと。
- ◇ 無料検査の終了後も、有症状の方が安心して自己検査できるよう、郵送やドライブスルーによる検査キットの配布など、検査需要に柔軟に対応できる仕組みを構築し、引き続き、全額国庫負担とすること。

#### 5. その他

- ◇ 業種別ガイドライン等の取組については、各業界団体において、新たなマスク着用の考え方や5類変更に伴う必要な見直しを行った上で継続されるよう、エビデンスに基づく有効な対策の情報提供・助言等を通じて、国が主体的に促すこと。
- ◇ 地域経済社会の立て直しに向け、物価高対策も含めた機動的な対応が可能となるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとした財政措置を講じること。

令和5年2月13日

関西広域連合

広域連合長

広域医療担当委員

三日月大造（滋賀県知事）

飯泉 嘉門（徳島県知事）





令和 5 年 2 月 10 日 全国知事会会長 平井 伸治

現在、新規感染者数は全国的に減少傾向にあるものの、今後も感染が継続していくことが見込まれるほか、5 類変更により感染対策に対する意識が緩み、感染急拡大が生じるリスクもある。

国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら円滑な 5 類移行を実現するためには、感染防止対策を国民や事業者の自主的な判断にのみ委ねるのではなく、国の責任において、科学的エビデンスや専門的知見に基づき、マスクの着脱や換気、ワクチン接種などを含めリスクを一定程度低減させる方策をまとめたガイドライン等を示した上で、国民・事業者・医療機関等の判断・取組が行われることが極めて重要であり、以下の点について意見を述べる。

- マスクの着用に係る今回基本的対処方針の変更内容の詳細については、国の責任において、国民及び現場に対し、科学的エビデンスや専門的知見に基づく詳細な説明を行い、その十分な理解を得るべきである。
- 国は、国民とのリスクコミュニケーションとして、科学的エビデンスに基づく感染リスクや重症化リスクの正しい理解の促進を図り、5 類変更後も感染対策が必要であることや、マスク着用の必要性が高い具体的な場面（有症状時、病院や高齢者施設等への訪問時等）などを国民に対して丁寧に分かりやすく、積極的に周知すべきである。
- 現場においては子どもの発育・発達への配慮と基本的な感染対策の励行が相反する場合があると同時に、近隣の学校等や地域等によって指導内容が異なることで混乱が生じることが懸念されるため、国において、学校等における幼児・児童生徒への配慮が必要な行動場面について、具体的な行動指針（マスクの着脱等）を提示するべきである。また、学校現場において感染が拡大した場合を想定し、学校保健安全法に基づく学校設置者による休業措置を含めた対応方針を含め、学校のガイドラインの必要な見直しを行うべきである。
- 世代間での感染伝播により、家庭内感染や施設内感染を通じて、重症化リスクのある高齢者等においては、感染が拡がり生命への影響が及んだ事例が増えており、不十分な感染対策により今後も同様に起こり得ることを国民に十分に説明し理解を求めると同時に、高齢者等が入所等している施設に対する感染対策の充実を継続して行うべきである。
- 業種別ガイドライン等の取組については、5 類変更後も各業界団体において必要な見直しを行った上で継続されるよう、エビデンスに基づく有効な対策の情報提供・助言等を通じて、国が主体的に促すべきである。
- 感染拡大の状況によっては、地域ごとの感染動向や保健・医療提供体制に応じ、その地域ごとにマスクや換気を含む感染抑制対策を判断せざるを得ない場面が想定されることから、あらかじめその考え方や必要となる事項について明示すべきである。

# 関西 新たなステージに向けて歩を進める宣言

令和5年3月4日

新型コロナの**新規陽性者数は減少**が続いています。

また、5月8日からは感染症法上の位置付けが5類感染症となり、3年余りにわたるこれまでの取組は**大きな転換期**を迎えます（※今月上旬には、今後の医療提供体制の方向性が示される予定です）。

国や自治体による様々な措置は段階的に緩和・縮小され、**個人の自覚ある行動で社会全体を守っていく**ことが求められます。

関西で気持ちをひとつにして、新たなステージに進んでいきましょう。

## 場面に応じたマスクの着用を

- 3月13日からは、**マスクの着用は個人の判断**となります。  
なお、①医療機関を受診する時、②医療機関や高齢者施設などへ訪問する時、③通勤ラッシュ時など、**混雑した電車やバスに乗車する時**には、**マスクの着用を推奨**しています。
- 新型コロナの**流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**には、感染から自身を守るための対策として、**マスクの着用が効果的**です。

## 感染を広げないための取り組みの継続を

- これからも、3密の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着脱など、**基本的な感染対策の継続にご協力**をお願いします。
- 症状がある方**、新型コロナの陽性となった方や同居家族が陽性者となった方は、**外出を控えて**ください。  
通院などでやむを得ず外出する時には、**人混みは避け、マスクの着用**をお願いします。
- 医療機関や高齢者施設などマスク着用のルールがある場合には、それに従いましょう。
- 今後、大規模接種会場などのワクチンの接種体制は縮小されることも考えられますので、接種を希望される方は、早めの接種をご検討ください。

